

資料 3

令和 7 年度 出雲市障がい者基幹相談支援センター状況報告書

出雲市障がい者基幹相談支援センター 運営業務委託事業所
社会福祉法人 創文会 ハートピア出雲

出雲市障がい者基幹相談支援センター状況報告

■ 実施体制

1) 実施地域：出雲市内全域

2) 業務日、業務時間等

業務日	月曜日から金曜日 ※ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日同月 3 日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までを除く。
業務時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。
緊急時対応	業務日及び業務時間外においても、緊急時の対応等を想定し電話等により連絡が可能な体制を確保するものとする。

3) 人員配置

職名	雇用形態	人数	資格要件
主任相談支援専門員	常勤 (専従)	1 人	1) 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援業務に 3 年以上従事した者で主任相談支援専門員研修を修了している者
主任相談支援専門員 相談支援専門員	兼務	4 人 (1.3 人役)	1) 相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援業務に 3 年以上従事した者で主任相談支援専門員研修を修了している者 2) 相談支援従事者初任者研修を修了している者 ※相談支援従事者初任者研修を修了後、相談支援の実務経験を経て、相談支援従事者現任研修を 1 度以上受講している者を配置

4) 事業実施場所： 〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

■ 事業報告（業務内容） ※事業報告内容は太字記載

実施業務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第 77 条の 2 第 1 項及び第 5 項に定める基幹相談支援センター事業に係る業務のうち、出雲市より委託を受けた下記内容にて事業を実施する。

1. 総合的な相談支援・調整

- ①地域住民や本人、家族等からの総合的な相談、情報提供等
⇒来所相談、電話相談など随時対応。
- ②各相談支援事業所への計画相談の依頼・調整
⇒体制が整うまでは市：福祉推進課にて実施。基幹相談支援センターにて受け、市：福祉推進課へ繋げるケースあり。
- ③相談支援事業所への苦情、相談員交代
⇒相談支援事業所の変更希望の相談は年間 34 件。
- ④市外、県外自治体や関係機関からの相談、支援依頼
⇒体制が整うまでは市：福祉推進課にて実施。基幹相談支援センターにて受け、市：福祉推進課と協議して対応するケースあり。
- ⑤福祉サービス未利用者の継続相談のためのコーディネート
⇒基幹相談支援センターより委託相談支援事業所への繋ぎを行う。必要に応じて会議へ参加。
- 個別事例については、第一次的には指定特定相談支援事業所が主体的に関わることとし、基幹相談支援センターは「つなぐ」ことを基本とし、後方的支援等、二次的に相談対応を行う。

2. 地域相談支援体制の強化にかかる取組

- ①専門的な相談にアクセスしやすい相談支援体制の充実強化
⇒必要に応じて専門的な相談へ繋げる。市及びそだん専門部会と連携し、相談支援体制の充実強化に努める
- ②地域の相談支援事業者からの相談、助言、スーパーバイズ等
⇒6月中旬～9月上旬にかけて個別相談を実施。必要に応じて、支援会議等への同行、ケース検討を実施。
- ③関係機関、障がい者福祉分野以外の関係機関等との連携
⇒市内の各種協議会等へ参加。出雲養護学校高等部 2 年生ケースの相談支援事業所の割り振りを実施。
- 各相談支援事業所への事業所訪問を実施し、相談支援についての課題等の聴き取りを実施したり、ケースの支援に関するスーパーバイズを行う。

●関係機関、障がい者福祉分野以外の関係機関等との連携の取組として、各種会議、研修等に参加する。

3. 地域の相談支援事業者の人材育成

①市独自の研修会や事例検討会等の企画・運営

⇒主任相談支援専門員と連携・共同し、年度後半の9月より2ヶ月に1回事例検討等の研修会を実施。

②サービス等利用計画やモニタリングの点検

⇒未実施。今後の実施方法は要検討。

③人材育成のしくみづくり

⇒そうだん専門部会にて検討。

●主任相談支援専門員連絡会を実施し、主任相談支援専門員と連携した事例検討等の研修を企画・運営する。

4. 地域づくりの促進

①協議会（サービス調整会議）の主体的な企画・運営

⇒市と連携してサービス調整会議の企画・運営を行う。

②協議会（運営会議）の主体的な企画・運営

⇒市と連携して運営会議の企画・運営を行う。

③地域課題の抽出、地域資源の開発等

⇒サービス調整会議での事例検討を通して地域課題の抽出を実施。

5. 地域移行・地域定着の促進の取組

①障害者支援施設や精神科病院等に入院、入所している障がい者等の地域移行に向けた普及啓発の実施

⇒じりつ専門部会と連携し、アドバイザー機能の整備を行う。

②関係機関との情報交換を行い、地域移行支援、地域定着支援への取組

⇒医療機関等からの相談を受け、相談支援事業所等の調整を行う。

6. 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

①ささえ愛サポート コーディネート（登録者の利用調整等）

⇒ささえ愛サポートの登録（緊急短期入所）に向けての支援会議へ参加。現在はアパート利用のケースの対応が中心。

7. 障がい者虐待の防止・対応

①地域の相談支援事業者からの虐待に関する相談対応等の実施

⇒子ども家庭相談室、児童相談所が介入しているケースの面談等への同行。要保護児童対策協議会が主催する会議への参加。

相談支援事業実績報告書

令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年度 4 ～ 3 月分
自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

事業所名	出雲市障がい者基幹相談支援センター あんど
所在地	出雲市今市町70番地
種別	委託（基幹相談支援センター）

相談者		
	計	割合
本人	174	22.05%
本人以外	615	77.95%
家族等	119	15.08%
地域住民	1	0.13%
相談支援事業所	323	40.94%
サービス提供事業所	24	3.04%
その他	148	18.76%
相談者合計	789	100.00%
支援方法		
	計	割合
来所	130	16.48%
訪問	36	4.56%
電話	333	42.21%
メール	1	0.13%
同行	11	1.39%
個別支援会議	14	1.77%
関係機関	264	33.46%
その他	0	0.00%
合計	789	100.00%

支援時間		
	計	割合
15分未満	527	66.79%
15分～30分未満	108	13.69%
30分～1時間未満	82	10.39%
1時間～2時間未満	65	8.24%
2時間以上	7	0.89%
合計	789	100.00%
支援時間帯		
	計	割合
日中	785	99.49%
時間外	4	0.51%
深夜	0	0.00%
合計	789	100.00%

備考
個別相談会：32件 （相談者：相談支援事業所、支援方法：訪問、相談項目：その他、障がい別：その他でカウント）

相談項目		
	計	割合
福祉サービスの利用等に関する相談	623	78.96%
障がいや病状の理解に関する相談	3	0.38%
健康・医療に関する相談	22	2.79%
不安の解消・情緒安定に関する相談	14	1.77%
保育・教育に関する相談	7	0.89%
家族関係・人間関係に関する相談	27	3.42%
家計・経済に関する相談	5	0.63%
生活技術に関する相談	0	0.00%
就労に関する相談	11	1.39%
社会参加・余暇活動に関する相談	0	0.00%
権利擁護に関する相談	8	1.01%
住宅に関する相談	7	0.89%
地域生活移行・自立生活に関する相談	1	0.13%
障がい程度区分認定に関する相談	3	0.38%
その他	58	7.35%
合計	789	100.00%
相談支援事業所の調整（主に委託事業所へ）	23	
相談支援事業所の変更希望に伴う調整	34	

障がい別	合計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	重度心身障がい	その他
		計	計	計	計	計	計	計
障がい者	573	26	60	321	45	1	3	117
障がい児	216	3	19	1	115	0	8	70
合計	789	29	79	322	160	1	11	187
割合	100.00%	3.68%	10.01%	40.81%	20.28%	0.13%	1.39%	23.70%

備考
匿名での相談は障がい別：その他でカウント